

第5章 役員会

- 第 7 条 本会の役員は次の通り行う。
1. 役員会は総代長の招集により行う。
 1. 役員会は全体会議と必要に応じ総代会議とする。
 1. 相談役大祭特別委員等必要に応じた会議を開く事も出来る。

第6章 会計

- 第 8 条 本会の会計は町会補助金、奉納金、其の他を以て之に当る。
- 第 9 条 本会の会計は毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。
- 第 10 条 本会の会計担当者は年度終了後直ちに会計監査を経て町会総会に提出報告する。
1. 臨時報告 大祭終了奉納等の報告書を各班回覧として提出する。
- 第 11 条 本会に次の帳簿を備えるものとする。
- | | |
|----------|--------|
| 1. 金銭出納帳 | 1. 記録簿 |
| 1. 印鑑 | 1. 備品簿 |

第7章 各種見舞

- 第 12 条 本会の役員で次に該当する時は見舞及び弔慰金を贈呈する。
1. 災害、病気入院外で1ヵ月以上の病床の者 見舞 一金 3,000 円
 1. 家族死亡の時弔慰金 一金 3,000 円
 1. 本人死亡の時弔慰金 一金 5,000 円 花輪 1 個
- 第 13 条 本会に特に功労有りたる者、総代会議で協議の上送る事が出来る。
1. 死亡の時弔慰金 一金 10,000 円 花輪 1 個

附 則

1. 本会員の中で特別功労者に対しては、役員会で協議の上表彰又は感謝状を贈呈する事が出来る。
1. 大祭時適宜必要に応じ氏子中より特別会員を依頼する事が出来る。
1. 役員の増減は必要に応じ出来る事とする。
1. 本会の総会は町会総会に準ずる。
1. 本規約は昭和 54 年 4 月 1 日より実施する。

※ 附則一部追加 平成 5 年 4 月 4 日